

News Letter

Asahi Certified Public Tax Accountants' Corporation

6月といえば梅雨。過ごしにくい時期となりますが、どうせなら、日本の風物詩として楽しみたいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

6

2020



個人事業主が受け取る 助成金の課税関係

不動産オーナーが
家賃を減額した場合の課税関係

賃金債権の消滅時効
まずは3年へ延長

青色事業専従者の1人当たり
平均給与額（2018年分）

旭日税理士法人

本社：仙台市宮城野区原町5-11-22

TEL：022-295-0092 / FAX：022-295-0093

URL：<http://www.asahi-tax.or.jp/>